

ビジター長時間駐車のご利用方法

2017年2月1日 施行

1. 利用目的

- ◇ 長時間駐車を希望する車両に対し、臨時で一部の契約駐車場を開放致します。
(4時間以上の駐車は長時間駐車となります)

2. 利用ルール

- ◇ ご利用にあたって、事前に申請を行い、許可を受けてからのご利用となります。
- ◇ 通勤車両の駐車を目的としたご利用はできません。
- ◇ 24時間を超える長時間駐車はお断り致します。
- ◇ 駐車場利用に関する事項は「東京国際エアターミナル 一般駐車場管理要領」の規程に準じます。

3. 事前申請

- ① 「ビジター長時間駐車申込書」に必要事項を記載の上、メールにてお申し込み下さい。

Email:v-parking@tiact.co.jp

- ② TIACT 担当者が申請内容を確認し、メールにて回答致します。

※当日は「ビジター長時間駐車申込書」の本紙又はコピーをご持参下さい。

- ③ 原則として、申請はご利用日の1日前迄とします。

4. 当日の入場

- ◇ 入場ゲートで「ビジター長時間駐車申込書」の本紙又はコピーをご提出下さい。
※ご用意がない場合：長時間駐車申請済みである旨と、会社名と許可を得ている駐車番号をお申し出下さい。
- ◇ 入構証の有無に関わらず、入場ゲート2レーンから入場して下さい。
- ◇ 入場ゲートにて、許可された駐車スペースの許可証をお渡しします。
- ◇ 駐車の際は、許可証をダッシュボードの上など、外から見える位置に掲示して下さい。

5. 退場について

- ◇ 時間内での退場をお願い致します。
- ◇ 退場ゲートで許可証をご返却下さい。

6. キャンセルについて

- ◇ 申請後不要になった場合はお手数ですがメール (Email:v-parking@tiact.co.jp)にてご連絡下さい。

以上

【本件に関するお問合せ先】 東京国際エアターミナル(株)事業部施設事業課 ☎03-5757-7502

☆TIACT ホームページ：[Home>情報公開>ターミナル利用（各種規程等）](#)にも掲載しております。